情報を含むもの）の支給に関する事務の管理に関するもの

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第百八十四号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

総務大臣　林　芳正

一　指定再放送事業者の氏名又は名称を変更するもの

変更前の指定再放送事業者の氏名又は名称	変更後の指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	指定に係る放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
有限会社虎ノ門プロパティーズ	ジャパンモール合同会社	第ＫＫ０００８３―００７８号	令和六年三月一日	兵庫県神戸市中央区生田町一丁目、二丁目、神若通五丁目、国香通四丁目、熊内町九丁目、二宮町四丁目、熊内橋通三丁目、布引町一丁目、二丁目、旗塚通三丁目、七丁目、葺合町滝寺山の各一部
山江村	ＣＢＢＳ株式会社	第ＫＳ０１００６―０１００４号	令和七年四月十日	熊本県球磨郡山江村
グリーンシティケーブルテレビ株式会社	グリーンシティコム株式会社	第ＴＫ０００３００―０００２８号	令和七年九月十二日	愛知県名古屋市守山区、瀬戸市、尾張旭市

二　指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
株式会社大垣ケーブルテレビ	第ＴＫ００１９―０００１９号	令和六年十二月十七日	岐阜県大垣市、海津市、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、安八郡神戸町、安八郡安八町、揖斐郡池田町、揖斐川町
株式会社五島テレビ	第ＫＳ０００４６―０００４５号	令和六年十二月二十五日	長崎県五島市（旧福江市、旧三井楽町濱ノ畔、旧富江町、旧玉之浦町、旧三井楽町、旧奈留町）、旧岐宿町）
上越ケーブルビジョン株式会社	第ＳＥ０００４５―０００４１号	令和七年一月八日	新潟県上越市（旧上越市、板倉区、大潟区、頸城区、妙高市、三和区、吉川区、中郷区、安塚区、柿崎区、弥生、岡野町、荒浦、牧、原区の各全域、上田、深澤、清里区、菅原、平成、今曽根、馬屋、塩曽根、東福島、岡嶺、新田の一部、みらいの各全域、南田中、大島区岡の一部、上達の各一部、名立区、大平、十日町市の各一部、牧区、柳島、国川の各全域）、十日町市
株式会社ジェイコム千葉	第ＫＴ０１４９―００１４８号	令和七年三月六日	千葉県千葉市中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、美浜区、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、川市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、習志野市、君津市、富津市、浦安市、袖ケ浦市、白井市、市原市
金沢ケーブル株式会社	第ＨＲ００１００―０００１０号	令和七年四月一日	石川県金沢市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、内灘町、羽咋郡志賀町、宝達志水町
公益財団法人京阪神ケーブルビジョン	第ＫＫ０００４３―０００３９号	令和七年四月十八日、令和七年七月一日、令和七年十月十六日、令和八年二月五日	京都府京都市中京区、東山区、聚楽廻東町、松下町、聚楽廻西町、京西町、聚楽廻南町、京西円町、聚楽廻中町、京西ノ円町、上京区、京平町、京町、京中町、京西ノ京車坂町、京西ノ京春日町、京西ノ京御門町、京西ノ京小路町、京西ノ京大宮町、京西ノ京中小路町、京西ノ京両町、京西ノ京北小路町、京西ノ京日暮町、京西ノ京中才町、京西ノ京原町、京西ノ京勧修町、京西ノ京勧修寺大宅関生町、京西ノ京勧修寺大宅細田町、京西ノ京勧修寺大宅甲ノ辻町、京西ノ京勧修寺大宅中小路町、京西ノ京勧修寺大宅宮ノ前町、京西ノ京勧修寺大宅石ケ坪町、京西ノ京勧修寺大宅脇ノ町、京西ノ京勧修寺大宅野辺町、京西ノ京勧修寺大宅野高芝町、京西ノ京勧修寺大宅野小辻町、京西ノ京勧修寺大宅野小野町、京西ノ京勧修寺大宅野大野町、京西ノ京勧修寺大宅蚊ケ谷町、京西ノ京勧修寺大宅蚊ケ谷東町、京西ノ京勧修寺大宅蚊ケ谷西町、京西ノ京勧修寺大宅蚊ケ谷北町、京西ノ京勧修寺大宅蚊ケ谷南町、京西ノ京勧修寺大宅蚊ケ谷中町、京西ノ京勧修寺大宅蚊ケ谷町、京西ノ京勧修寺大宅関田町、京西ノ京勧修寺大宅関田町、京西ノ京勧修寺大宅関田